

令和8年度 第1回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和8年6月10日（水）10:30～14:15
- 2 場所：山梨県防災新館4階 406・407
- 3 出席者（敬称略）

（委員）有賀一広、内川義行、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、馬籠純、三澤恭子、
宮川雅至、八重樫咲子、渡辺たま緒（五十音順）

（県）県土整備部長、耕地課・治水課・砂防課職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、森林環境部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、
県土整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
 - (1) あいさつ
 - (2) 委員の紹介及び事務局の紹介
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 今年度の評価委員会のスケジュールについて
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について P2
 - (2) 報告案件について P2
 - (3) 審議対象箇所の事業説明

	再 1	農政	農地整備事業	一宮南部	P2
	再 2	農政	農地整備事業	みさか桃源の郷	P3
	事前2	県土	治水事業	貢川	P5
	事前3	県土	地すべり対策事業	藤尾の2	P6
	再 6	県土	急傾斜地崩壊対策事業	七里岩	P7
 3. 閉会

6 議事概要

(1) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(2) 報告案件について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(3) 審議対象箇所の事業説明

<再評価事業>

再 1 農政 農地整備事業 【一宮南部】

(質疑応答)

○委員：発生土の利用については、他の事業と連携する仕組みがあるのか。

●耕地課：森林環境部・農政部・県土整備部の公共3部で連携し、毎年調整を行っている。

○委員：中長期的な発生土の調整は難しいか。

●耕地課：短期的な工事も長期的な工事も含めて、見通しが立つものについては可能な限り調整を行っている。

○委員：換地計画の合意形成に時間を要した理由は何か。

●耕地課：個人財産である農地を整備するため、農地の配置や集積について各地権者の意見を聞き調整を行ったことにより、時間を要した。

○委員：区画整理の整備後は誰が営農するのか

●耕地課：地元の耕作者が引き続き営農を行う予定である。

○委員：整備内容で区画整理は面積増、それ以外の工種は減となっているが、減となった工種の理由は何か。

●耕地課：用排水路、農道については、用地買収地の一部に相続が発生しており、その解消に時間を要することから今回の事業から見送ることとした。また、鳥獣害防止柵については、金川沿いからの獣の進入防止を目的に計画していた区間について、河川敷の樹木の伐採により、獣の定着が抑制され、農地への侵入が減少したため、今回の事業から見送る

こととした。

○委員：盛土について、発生土の活用は良い取組だと考えるが、安全性は確保されているのか。

●耕地課：盛土箇所は周辺より一段低い窪地となっており、必要な箇所については、土留構造物や安定勾配の法面を設け、地山と盛土の境界には暗渠排水を設置するなどの対策を講じている。また、盛土施工に当たっては、一定の厚さごとに締固めを行い施工している。

○委員：鳥獣害防止柵について、再び河川の状態が元の荒れた状態に戻ってしまうことは懸念されないか。

●耕地課：河川管理者には継続的な対策を依頼するとともに、地元においても河川の草刈りを実施するなど、再び状況が悪化する事が無いように、地域として引き続き対策を講じていく。

○委員：盛土材については選定にあたって配慮が必要と考えられるが、どのように土を選んだのか。

●耕地課：受け入れた盛土は実際に耕作を行う表土としてではなく、その下の基盤土として活用している。また、受け入れる盛土材は試験を実施し、土質を確認してから利用している。

○委員：区画整理の整備後には、何名の農家が営農する予定であるか。

●耕地課：24名の予定である。

○委員：調書 P5 の写真の場所には、畑地かんがい施設は整備されているのか。

●耕地課：当該箇所については、既に笛吹川の畑地かんがい施設が整備されている。区画整理工事後には、整備後の農地形状に合わせて復旧する予定である。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再 2 農政 農地整備事業 【みさか桃源の郷】

(質疑応答)

○委員：整備後の区画の耕作者は、地元の耕作者と地区外から参入する耕作者のどちらが多くなっているか。

●耕地課：地元の耕作者が引き続き営農を行う予定である。

○委員：事業費の増額理由となっている、農道の橋梁基礎と安定処理工の変更箇所はどの

場所になるのか。

●耕地課：調書 P3 の平面図内の、3 4 の箇所が橋梁の変更箇所 2 箇所であり、2 4 の箇所が安定処理工を実施した 2 路線である。

○委員：増額になった箇所が分かりやすいように記載方法を検討してはどうか。

●耕地課：記載方法について検討する。

○委員：B/C が事前評価時 1.3、再評価時 1.3 という表記となっているが、事前評価調書では 1.39 という表記となっている。小数点以下の記載方法の決まりはどうなっているか。

●耕地課：記載のルールを確認する。

○委員：事前評価と比べて、便益が増えている理由は。

●耕地課：走行経費節減効果については、農道整備による農作物・資材の運搬時間や通作時間の短縮を対象とした効果であるが、10 年間での労務単価の上昇や機械経費の上昇が要因となり便益が増加している。営農経費節減効果は、区画整理により営農に関わる労務費や機械経費が削減される効果であり、同様に便益が増加している。

○委員：調書 P3 の事業進捗状況の記載が色分けされているが、調書 P4 の事業箇所はどこを指しているのか。

●耕地課：調書 P4 の事業箇所は、調書 P3 黒ハッチングの⑥⑦の区画整理箇所を図示している。

○委員：区画整理の令和 9 年度以降の事業予定箇所は、事業工期内で完了できる見込みなのか。

●耕地課：工事未着手の区画整理箇所についても、換地計画の合意は得られているため、順次工事に着手する予定である。

○委員：調書 P3 の工事未着手の区画整理箇所については、調書 P4 のような整備計画はないのか。

●耕地課：整備計画は決まっている。調書 P4 については、代表箇所として整備が完了し営農を開始している箇所を記載している。

○委員：事業期間の変更理由で、換地計画の合意形成に日数を要したとあるが、当初想定していた期間では難しいのか。

●耕地課：個人の所有している財産を扱うため、地権者の調整が想定よりも時間を要する結果となった。

○委員：地権者を含めた議論はとても大事なことだが、それにより時間がかかり事業費が増えることになるため、定められた期間内での調整を目指してもらいたい。

●耕地課：引き続き期間内に収まるよう努めていきたい。

○委員：他事業も含め、合意形成に時間を要し事業工期が延長することは恒常的なことなのか。また公共事業全体の内、どの程度が延長しているかは把握しているか。

●事務局：統計的にどの程度事業工期の延長をしているかは把握していない。事業計画時に地権者との調整期間の長期化も想定しているが、引き続き今後の事業計画時には考慮していきたい。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前2 県土 治水事業 【貢川】

(質疑応答)

○委員：今回の事業区間は、整備中区間と整備済み区間の間に位置しているが、下流側や上流側にも、このような歯抜けの箇所があるか。また、さらに上流の整備は予定しているのか。

●治水課：他にこのような箇所はない。これより上流は河川整備計画が策定されていないため、今回対象区間の事業を進めつつ検討していく予定。

○委員：B/Cを算定するための氾濫シミュレーションは、今回の整備区間だけで計算しているのか、それとも整備済み及び整備中区間と一体で計算しているのか。

●治水課：今回整備区間のみで計算している。

○委員：確率規模は。

●治水課：10年確率としている。

○委員：なぜ上流を先行して整備したのか。

●治水課：竜王駅北口の道路事業の改修工事に併せて先行して整備した。

○委員：施工中区間の見通しは。

●治水課：計画通り令和9年度に完成予定。

○委員：勸進橋下流の川幅が広がっているがその理由は

●治水課：勸進橋上流にて支川が合流するため、かつ、勸進橋下流に親水公園を整備するため。

○委員：用地の反対はあるか。

●治水課：今のところはない。

○委員：水生生物への配慮は。

- 治水課：親水公園の整備、および河床は 3 面張とはせず、現状のままとした。
- 委員：上流の整備済区間と河川断面は連続するのか。
- 治水課：上流は連続した断面で接続する。
- 委員：施工にあたり通行止め等の影響はあるか
- 治水課：一時的に通行規制が必要となる時期があるものの、通行止めは行わず、片側交互通行により通行を確保して工事を実施する予定。下流側の工事においては、上下流どちらか一方からの進入を確保して工事を実施した。
- 委員長：この事業については、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前 3 県土 地すべり対策事業 【藤尾の 2】

(質疑応答)

- 委員：滑り面はどのように推定したのか。
- 砂防課：ボーリング調査と現地調査を実施し、滑り面を推定した。
- 委員：調書 P3 の平面図の丸数字は何を示しているのか。
- 砂防課：保全人家を表している。
- 委員：調書 P3 の平面図の緑線の扇や二本線は何を表しているのか。
- 砂防課：扇は横ボーリング工を、二本線はアンカー工を表している。
- 委員：水路はどこに描かれているか。
- 砂防課：水路は平面図に図示していない。
- 委員：わかりやすいように平面図に示すべき。
- 砂防課：修正する。
- 委員：経済効率性のその他※の応急対策（家計）、人的被害（精神的損失）とは具体的に何を示すのか。
- 砂防課：応急対策は被災時の土砂撤去などの応急工事を、人的被害は被害に遭われた方やその遺族の精神的被害を価格にして表している。
- 委員：その他は間接的被害を示すとのことだが、直接的被害よりも間接的被害の方が大きいのか。
- 砂防課：令和 2 年のマニュアル改定により間接的被害を加算することとなり、間接的被害の単価が比較的高いものとなっている。

- 委員：経済効率性の便益には図の7戸の人家以外の集落も含まれているのか。
- 砂防課：危険区域と被害想定区域内の7戸と公共施設を便益に含めている。他の集落は含まれていない。
- 委員：工法ごとの費用の内訳は。
- 砂防課：確認して回答する。
- 委員：経済効率性の直接被害と間接被害について、他に事業でも間接被害の方が大きいのが通常なのか。
- 砂防課：算出マニュアルの改訂により、間接被害の方が単価が高いものが多く、間接被害の方が高く算出される傾向がある。ただ、本工区は、人家も少なく、道路の延長も短いので、特に直接被害が小さく算出された。
- 委員長：この事業については、実施としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

<再評価事業>

再6 県土 急傾斜地崩壊対策事業 【七里岩】

(質疑応答)

- 委員：調書 P3 のエリア 11～13 の標準横断面図は工法変更後の図面か。
- 砂防課：工法変更後の図面である。
- 委員：無地番地が事業期間延長の理由となっているが、6年間の事業期間延長で完了する見込みは立っているのか。
- 砂防課：エリア 11～13 にも無地番地が存在しているが、境界確認まで済んでいる状況であり、完了する見込みである。
- 委員：写真ではエリア 6～10 にかけて竹林が広がっているが、これらは危なくないのか。
- 砂防課：そのエリアは植生工により法面の緑化を行った範囲であり、危険ではない。
- 委員：経済効率性の欄外に「※その他は、間接被害軽減効果」とあるが、具体的な項目を示すことはできないのか。
- 砂防課：具体的な項目を追記する。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。
- 委員：異議なし。